
減損会計

——減損認識の相違による導入に係る検討課題——

野口教子

はじめに

近年、適切な企業実態の開示を目的としたさまざまな会計基準の見直しが進められている。これまでに連結財務諸表、キャッシュフロー計算書、退職給付会計、税効果会計、金融商品会計などが矢継ぎ早に整備されてきた。

わが国企業の保有する資産については、これまで取得原価主義を採用しており、特別の場合を除き取得原価で評価されてきた。このうち1999年に「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」により売買目的有価証券・デリバティブ商品については時価評価を行い、評価損益の計上が定められた。

同時に固定資産の会計処理についての審議も開始され、2000年6月には「固定資産の会計処理に関する論点の整理」が公表¹⁾され、2001年7月にはその経過報告²⁾が公表されている。よって、現在は必ずしも合意を得られていない部分はあるが、減損会計としてその方向性は示されたと言ってよいであろう。

減損会計とは、企業が保有する資産の収益性が何らかの要因により価値が低下した場合に、その価値低下分だけ帳簿価額の引き下げを行う会計処理である。わが国企業会計では従来、固定資産は原則として取得原価主義を採用しているため、取得原価により評価されている。しかし、バブル経済下にお

いて固定資産を取得した多くの企業は、その後の経済不況により保有固定資産の収益性が著しく低下しているにもかかわらずそれを帳簿価額に反映させることなく、その含み損の部分についての開示はなされないまま現在に至っている。つまり利害関係者に対し、適正な企業実態の開示がなされない状況が続いているのである。米国ではすでに減損会計の導入³⁾は進み、国際会計基準⁴⁾も制定された。

本稿はわが国の減損会計導入を前に、国際会計基準と米国基準の双方における減損会計規定の相違と、特に問題視されている「のれん」についての減損の考え方、およびその導入に際しての検討課題について考察する。

I 減損会計について

1. 減損会計とは

減損会計とは、資産の収益性低下による価値低下に伴い、当該資産帳簿価額をその価値低下分だけ切り下げる会計処理である。現在、事業用固定資産の評価については、取得原価主義が採用されており、取得原価からあらかじめ予測される減価償却などの価値減耗分を控除した額が財務諸表に計上される。しかし現行の会計処理規定では、経済的要因等により資産の収益性が当初の予想より低下したり、市場価額が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合でも、財務諸表上は取得原価ベースのままの会計処理が継続され、収益力の低下という実態は財務諸表上では把握できない状況にある。このような状況下における資産の減価を財務諸表上でも認識できるようにするのが減損会計であると言えよう。

減損に係る処理には、原価配分の対象となっている簿価を原初における正規の配分計画（減価償却）とは別の枠で、さらに、従来の臨時償却とも異なるものとしての「追加的な簿価修正」を指すという考え方がある。

このような、一定時点での資産の価値を算定し、帳簿価額との比較により

減損が認識できる場合には、帳簿価額を当該時点での資産価値まで減じることになる「資産の減損」については、国際会計基準ではすでに規定されており、米国でも同じ様に「長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計処理」として減損会計基準が規定されている。それぞれの規定では前述の「追加的な簿価修正」について、一定の属性値（利用価値や処分価値といった）への切り下げを要求している。双方の基準については減損の考え方にも相違がみられ、わが国に減損会計を導入する場合に、この相違部分をどうとらえるべきかということをふまえながら、双方の規定について以下簡単に述べる。

2. 国際会計基準（IAS）における減損会計

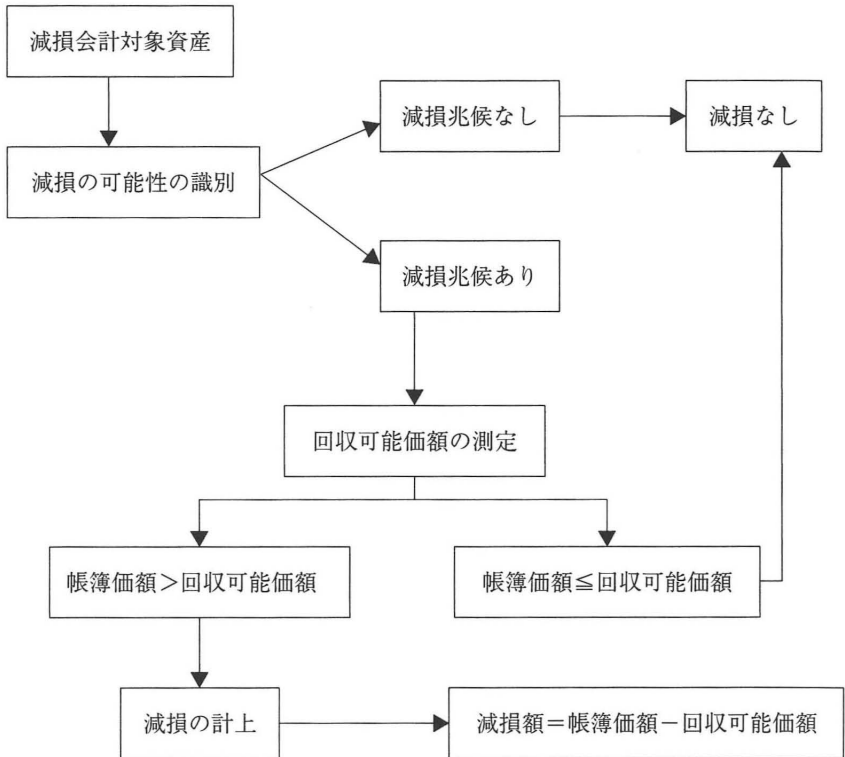
—国際会計基準 第36号（International Accounting Standard No. 36）—

国際会計基準委員会（IASC）は1997年5月に「公開草案 資産の減損」（E55）を公表し、1998年6月に「資産の減損（Impairment of Assets）」を⁵⁾制定、資産の減損処理について規定した。（この規定は、証券監督者国際機構（IOSCO）が国際会計基準を承認する条件として要求した項目（コアスタンダード）のひとつであった。IOSCOは1988年にSEC（米国）や金融庁（日本）など各国の証券監督者により設立され、市場の透明性・公平性・効率性や投資家保護を目的とした国際機関である。）さらに、2000年5月には基準書「投資不動産」⁶⁾を公表している。図-1に国際会計基準による減損の認識過程を示す。

ここでは、企業は各貸借対照表日現在で、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しなければならない。そのような兆候のどれかが存在する場合には、企業は当該資産の回収可能価額を見積もらなければならないと述べられている。

そして、「正規の減価償却」の枠外で評価額を追加的に切り下げる理由として、簿価の回収可能性が損なわれる場合の存在を挙げている。この回収可

図-1 国際会計基準（IAS 36号）による減損認識の過程



能性は、回収が見込まれるキャッシュフローの価値であり、投資全体の回収可能性ではなく、特定時点における簿価の回収可能性に着目して判断される。

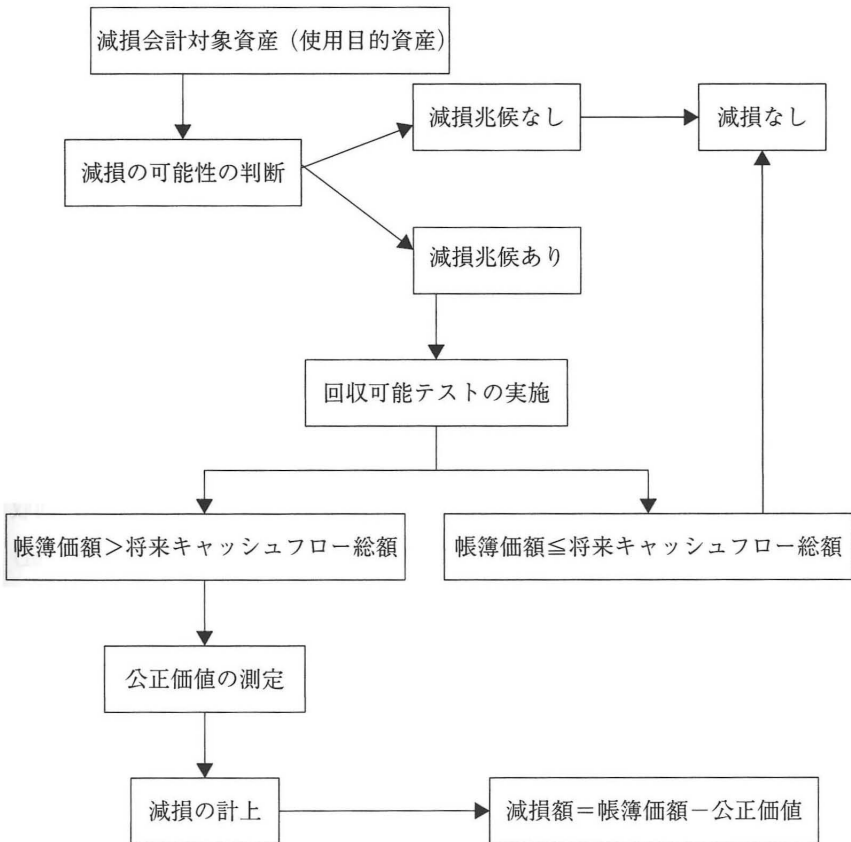
3. 米国財務会計基準（SFAS）における減損会計

—SFAS 第121号「長期性資産の減損及び処分予定の長期性資産の会計処理」—
 米国財務会計基準審議会（FASB）は、企業が経営改革を行う際のリストラクチャリング費用の一部として計上した固定資産評価損が巨額に上ったこ

とや、関係団体からの減損会計についての要請などにより、1995年3月にSFAS 第121号を公表し、同年12月16日以降開始の事業年度から適用されている。米国の減損会計基準（SFAS 第121号）に基づいた減損認識の過程を図-2に示す。

ここでは、事象又は状況の変化により資産の帳簿価額を回収できなくなる可能性が生じた時は、使用目的で保有する長期性資産および特定の識別可能な無形資産の減損について検討しなければならないとしている。

図-2 米国基準（SFAS 121号）による減損認識の過程



減損の処理について、固定資産の簿価を「正規の減価償却」の枠外で追加的に切り下げるといった方法の必要性を IAS の理由と異なり「用途の変更」という事実上の新規投資が実行されたとみなしうることに求めている。さまざまな環境変化により、収益力の悪化を理由に転用が行われるとしたら、それを機に新規投資が行われたとみなし得ることにより、(通常の新規投資と同様の)時価を基に新たな配分計画を設定しなおすことと同じであるという考え方である。

図-1 および図-2 に示した減損認識の過程において IAS36号と SFAS121号での大きな相違は以下のとおりである。

① 減損認識対象資産

IAS 基準では、原則としてすべての資産を対象としており、他に規定のある棚卸資産、工事契約から生じる資産、繰延税金資産、金融資産、従業員給付から生じる資産は除くとしているのに対し、SFAS 基準ではその対象を長期性資産及び識別可能な無形資産とし、そのうちに別に規定があるものについては除くとしている。

対象範囲は異なるが、しかし、両者ともに有形固定資産および無形固定資産がその対象となっている。

② 減損兆候資産の認識方法

IAS 基準では、減損兆候が見られた場合、減損の認識を資産の回収可能価額としての使用価値(将来キャッシュフローの割引現在価値)または正味売却価額のいずれか高い価額と帳簿価額を比較することとしている。また、減損の認識と測定とを強いて分けることなく、資産の簿価が回収可能価額を超えるとときにその超過額を減損損失として処理することを定めている。

これに対し、米国基準では減損の識別に2段階の手順を踏むこととしている。⁷⁾減損兆候が見られた場合には当該対象資産の使用及び最終

処分からもたらされるキャッシュフローを見積もり、割引前のキャッシュフロー総額と帳簿価額を比較することにより減損の認識を行うこととしている。そして認識された減損が直ちに減損損失として計上されるのかというと、そうではなく、あくまでも認識と測定を区別している。つまり、認識された減損を測定する段階では公正価値を測定属性として用い、簿価が公正価額を超えるとき初めて減損損失を計上することとしているのである。⁸⁾

IAS 基準によると、資産の減損についての開示が適時に行われるというメリットはあるが、実務上では認識測定について多大の負担を強いるというデメリットが生じる。一方、米国基準では減損の兆候がある程度確実性がある場合に限って認識するので、実務上の負担についてはIAS 基準より軽くなるが、割引前の将来キャッシュフロー総額の資産価値としての妥当性に疑問が投げ掛けられているということも無視できない問題である。

③ 減損の戻し入れ処理

IAS 基準では、対象資産の減損の回復を示す兆候⁹⁾がある場合には、当該資産の簿価の回収可能価額を見積り直し、その結果回収可能価額の増加が認められるときは、減損損失を戻し入れることを規定している¹⁰⁾が、米国基準では減損損失の戻し入れは行わない。これは、減損処理後の帳簿価額（再評価額）を新しい取得価額とする立場を採っており、新帳簿価額は旧帳簿価額と切り放される（切放低価法）という考え方によるためである。（ただし、処分予定の資産については、公正価値の見積りが変更された場合に戻し入れを行うことがある。）

II のれん (Goodwill) の減損について

減損についての認識は有形に限るわけではなく、「のれん」といった特殊

な無形資産にも同じように適用されるのである。ここでは、「のれん」の特殊性ゆえの問題点について考察する。

1. のれんの定義

「のれん」とは、会社の名前、ブランド、評判、顧客、ノウハウといった企業の競争力に多大な影響をもたらす無形資産をいう。一般に、株式取得や営業譲受等の企業買収または企業合併等により取得した純資産額を買収等の対価と比較し、その上回る額をいう。企業結合の会計処理としては、被結合企業の資産・負債が帳簿価額のまま結合企業に引継がれる「プーリング法」と、被結合企業の資産・負債が結合時の公正価額（時価）で結合企業に引継がれる「パーチェス法」とがあり、企業結合をパーチェス法により処理した場合に、純資産の公正価額と対価として支払われた額との差額が「のれん」として会計上認識される。

わが国における「のれん」の定義や会計処理方法は商法（「暖簾」）・企業会計原則（「営業権」）・連結財務諸表原則（「連結調整勘定」）などにそれぞれ別個に規定され、統一化はなされていない。

「暖簾は有償にて譲受け又は吸収分割若は合併に因り取得したる場合に限り貸借対照表の資産の部に計上することを得。此の場合に於ては其の取得価額を附し其の取得の後5年以内に毎決算期に於て均等額以上の償却を為すことを要す」（商法285の7）

「営業権は、有償で譲受け又は合併によって取得したものに限り貸借対照表に計上し、毎期均等額以上を償却しなければならない。」（企業会計原則注解25）

連結財務諸表原則（平成9年6月6日改正）では、資本連結につき部分時価評価法又は全部時価評価法いずれかの処理方法を容認しており、

「子会社の資産及び負債を時価評価した後に投資と資本の相殺消去を行うため、消去差額である連結調整勘定は、事実上、のれんの性格を

有する。]

という企業会計審議会意見書（平成9年6月6日）により連結調整勘定はのれんと解されている。

2. 「のれん」の償却から減損へ

「のれん」の処理方法につき、米国では企業結合の会計処理として従来から APB Opinions No. 16で定められており、米国企業会計原則設定主体である FASB (Financial Accounting Standards Board) は1996年8月に上記 APB Opinions No. 16の見直しを行い、1999年9月に Business Combinations and Intangible Assets の公開草案を発表した。これには会計処理方法をパーチェス法のみとし、「のれん」の償却期間を最長40年から20年に短縮したことが特徴である。さらに審議を重ね2000年12月に、償却から減損へとその前提を変化させた公開草案の改訂を発表し、2001年7月に企業合併会計 (SFAS141) 及びのれんその他の無形資産の会計処理 (SFAS142) の基準を発表した。これにより「のれん」は償却は認められず、公正価値を査定し、¹¹⁾ 毎期減損の有無をテストするように規定された。

国際会計基準も同様に回収可能性の調査対象となった資産グループに関連するのれんを含めて回収可能性を判定することになっている。そして、その減損の認識の場合にはまず関連するのれんの帳簿価値を減額することになっている。

3. 「のれん」への減損会計適用の影響

償却処理と減損処理という処理方法の違いによる企業への影響として、償却を前提としている場合には、「のれん」は、たとえばその効果が及ぶと予想される期間（20年）で均等に費用化される。しかし、減損会計適用となると、減損の認識がなされるまでは一切費用化はされず、当該認識がなされた時点で、現在価値との差額が一気に費用化されるのである。よって、買収時

での予想を上回る業績で成長する企業を買収した場合には、毎期均等償却のほうが減損会計を適用するより費用が大きくなるといった損益計算上への影響がみられる。

さらに、企業の担当者負担の面からも、毎期均等償却適用の簡易さと比較し、減損適用となると、「のれん」の価値を毎期所定の方法により評価することを強いられ、特殊な無形固定資産という性質上、その適正評価についてはかなりの困難性が伴うということで、その負担はかなり大きなものとなる。

Ⅲ わが国導入に係る検討課題

わが国においては、企業会計審議会にて1999年10月より減損会計基準設定に向け審議が重ねられており、2000年6月に「固定資産の会計処理に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）が、続けて2001年7月に「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」（以下「経過報告」という。）が公表され、これに対し各界から意見書が提出され、さらなる審議が行われている。

わが国はIAS及びSFASの両基準を参考にしており、ほぼ同様なものとなるようであるが、「経過報告」では、あくまでもわが国企業における経営環境に最適な基準とすることに基本的なスタンスをおいていることがうかがえる。この「経過報告」は基本的な考え方を示しただけで、基準内容を具体的に規定したものではない。よって、最終的には基準開示を待たなければはっきりとした問題点は挙げられないのであるが、現時点で公表されている範囲内において、減損会計を導入した場合想定されるいくつかの課題につき考察する。

1. 減損処理をめぐる検討課題

1) 減損の兆候について

減損会計は、毎期全ての固定資産について減損を把握する必要があるわけではなく、経営環境の悪化や資産の著しい価値低下など、減損の兆候がある場合にのみ検討するという方向性が「経過報告」にみられるが、IAS や SFAS の規定のような詳細列挙の必要性の有無を検討する必要があるだろう。

減損の測定操作が現実実践可能であるかどうかの問題は、たとえば、原初の投資時点に遡って価値を見積もりなおすといった測定方法によらずれば、技術的な困難性は明白である。会計が実学である以上、実行可能性は前提条件として据えられなければならないであろう。

よって、減損兆候の判断はある程度の確実性ないし重要性に限定することが望ましいと考える。

2) 減損損失の認識

減損損失の認識過程で必要とされている使用価値につき、「土地」や前述の「のれん」についての使用価値測定方法をどのようにするのかという問題がある。これらに減損兆候が認識された場合、割引前の将来キャッシュフローの見積りに関して、本来の減損の認識基準がそのまま適用できるのか否かという疑問も生じる。つまり、元来土地は所有している限り減価はない（耐用年数は永久）というのが前提として考えられているため、地価の著しい下落による減損兆候を認識したとしても、その後の手続としての上記見積りは困難であることがうかがえる。

原始投資額のうち収益性が損なわれた部分の簿価を切下げるといった設備等の問題と違い、土地などの場合は、用役の消耗が想定できない（というより想定しない）ことから取得原価のままで据え置かれている関係上、償却が行われない以上、過剰な償却負担が生じることもないということになる。このような資産の性質による相違が再評価に与える影響は必ずしも小さくはない

であろう。よって、資産別あるいはケース別といったような慎重な検討が必要であろう。

また、のれんについては関連資産への配分をどのようにするのか、あるいは配分後の資産グループに減損損失が発生した場合、どのようにしてその減損をのれん及び関連資産に配分するかという問題については、それぞれについての配分の根拠とその方法等、きちんと明文化しておくべきと考える。

3) グルーピング資産にかかる減損

企業集団における連結ベースでの減損問題として、連結ベースで認識した減損損失をいずれの個別ベースにどのように負担（認識）させるのかという問題が生じる。全体での減損を個別に結びつける根拠といったものを正確に示すことが常に可能であるということは言い切れないのである。

4) 臨時償却との関係

減損処理は投資期間の全体を通じた収益性の低下を契機としているが、臨時償却は、収益性は問題とせず、むしろ物理的な用役減少速度の予測誤り時の配分修正である。しかしながら、似て非なる両者の相違は明確には説明できないところであり、理論的にも双方の理解の上でその相違をはっきりとさせるべきであり、今後検討されるべき課題の一つといえよう。

おわりに

IAS と FASB の減損認識についての比較を行い、わが国への導入を前に山積みされた検討課題の一部について考察した。しかし、導入に関しての問題点は会計の範囲のみにとどまるわけではなく、固定資産に関係する減損会計は、実務上、法人税法にも大きく関係してくるのである。減損会計の導入に際しては税法との調和を図るという大きな課題も抱えているのである。

たとえば、法人税法上、固定資産においては原則的には評価損の損金算入を認めていない。¹²⁾しかし別段の定めとして、特定の事実が生じた場合において損金算入を認めている。¹³⁾また、減価償却資産についての耐用年数の短縮および臨時の償却についての規定¹⁴⁾など、これらの事項は、現在検討されている減損会計における減損の認識要因となりうるものであるが、現行法人税法規定では全て損金算入されるわけではない。さらに、利益計算において会計と税務での不一致が生じることによる税効果会計への影響も問題となるであろう。¹⁵⁾

こうした理論と実務・会計と税法といったさまざまな問題を残すことなく解決した上での導入が望まれるのである。

注

- 1) 2000年6月23日付 企業会計審議会第一部会
- 2) 2001年7月6日付 企業会計審議会固定資産部会「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」で、2000年6月に公表した「固定資産の会計処理に関する論点の整理」について各界からの意見を基にさらに審議を行ったその経過を公表したもの。
- 3) 米国財務会計審議会 (SFAS) 第121号 1995年3月「長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計処理」
日本企業で、米国市場上場企業 (米国基準適用企業) 全27社のうち、2000年3月期においてSFAS121号を適用した企業は8社あった。
- 4) 国際会計基準委員会 (IASC) IAS 第36号 1998年6月「資産の減損」
- 5) 1999年7月1日以降開始の事業年度より適用
- 6) 国際会計基準 第40号 (International Accounting Standard No. 40) で、投資不動産の評価について、時価基準と減価基準の選択適用を認めるというもの。
- 7) 資産の価値が帳簿価額から減少兆候にあるかについてのいくつかのケースを挙げ、それが認められる場合、続いて帳簿価額の回収可能性テストを行う
- 8) 醍醐聡「減損会計の測定属性と現在価値会計の展望」『会計』第157巻6号

PP.4-5

- 9) 規定によると、資産が使用されている技術、市場、経済あるいは法的環境において、企業に有利な影響を及ぼすと見込まれる著しい変化、当該資産または資産グループの採算性の改善等、が該当するとしている。
- 10) ただし、戻し入れは、過年度に減損損失を認識しなかったとした場合の当該資産の簿価を上限とし、それを超える簿価の切り上げは別途の国際会計基準を適用した再評価として扱う旨を規定している。SFAS の「切り放し低価法」に対し「洗い替え法」の適用と見ることができる。
- 11) 非営利団体や特定条件を満たすグループ間の企業再編による企業結合を除き、2001年6月30日以降に行われるすべての企業結合に際してはパーチェス法のみ適用となった。

また、その他の取得無形資産に関しては、その定義がより明確になり、契約・法的権利により発生するもの、あるいは売却・交換・移転・リース・ライセンスなどが可能なものを「のれん」とは区別して無形資産計上することとなった。

- 12) 法人税法第33条第1項
- 13) 同条 第2項
- 14) 法人税法施行令第57条1項、同第60条の2第1項、法人税法施行令規則第16条
- 15) 今福愛志・田中健二「もう一つの減損会計問題」『企業会計』Vol.53, No.12 2001 pp.115~119に詳しい。

参考文献

- 企業会計審議会第一部会「固定資産の会計処理に関する論点の整理」2000.6
企業会計審議会固定資産部会「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」
2001.7
安藤英義「資産の個別評価とグループ評価」『会計』第158巻3号 2000.9
醍醐聡「原価配分原則で低価基準は合理化できるか」『会計』第148巻6号
1995.12
醍醐聡「減損会計の測定属性と現在価値会計の展望」『会計』第157巻6号
2000.6
田中健二『時価会計入門－日本基準・米国基準・IASの比較と解説－』中央経
済社 1999

斎藤静樹「会計上の評価と事業用資産の減損」『会計』第159巻4号 2001.4
米山正樹「原価配分のもとの簿価修正」『会計』第158巻2号 2000.8
『減損会計—配分と評価—』森山書店 2001.7
醍醐聡編著『国際会計基準と日本の会計基準』中央経済社 200.10
岡田依里「減損会計の論点」国際会計研究学会第17回大会 2000.10
広瀬義州他『コメンタール 国際会計基準Ⅰ』税務経理協会 1999
日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書2001』同文館 2001.6
今福愛志・田中建二「もう一つの減損会計問題」『企業会計』Vol.53, No.12,
2001

参考規則等

IASC, IAS—No.36, No.38, No.39, No.40,
FASB, SFAS—No.114, No.118, No.121, No.141, No.142,
APB Opinions No.16,
商法・企業会計原則・連結財務諸表等規則
法人税法・法人税法施行令・法人税法施行規則